

告 示

埼玉県告示第千二百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
東鷲宮ショッピングセンター
埼玉県久喜市桜田三丁目二番一、二番四
- 二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
カタクホールディングス 代表取締役 山田泰司
千葉県香取郡多古町十余三三百四十八番地二
- 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和四年四月十日